

今回のテーマ：研修に賃金が必要？！

Q. 従業員を雇い入れる前に事前研修を行います。その研修に参加する時間は賃金を支払わなければならないのでしょうか？交通費も必要でしょうか？

A. この問題を考える際に参考になるのが「労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省)です。これによると、労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれている時間」のことをいうとされています。さらに、その中で「参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間」は、労働時間であると明確に示されています。よって、その事前研修が、実際に勤務が始まった際の仕事内容など業務に必要な不可欠なものであれば、参加が義務付けられていると考えられ、研修の時間は労働時間であるとされ、賃金は支払われるべきものとなります。

ただ、研修参加時における賃金支払い額は本人との契約内容によりますので、必ずしも実際の勤務以降の賃金単価と同一でなければならないわけではありません。また、交通費の支払い義務まで負わなければならないものでもありません。

研修への参加が義務付けられていれば労働時間となる！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

執筆者プロフィール
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！